

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第24号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第13条の2 1時間を単位とする介護休暇は、<u>1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p><u>（介護時間）</u></p>	<p>第13条の2 1時間を単位とする介護休暇は、<u>1日につき4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p><u>（介護時間の調整）</u></p>
<p>第13条の3 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定に基づく部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>（勤務時間の割振り等についての別段の定め）</p>	<p>第13条の3 育児休業法第19条第1項の規定に基づく<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない時間がある日の<u>介護時間</u>については、<u>1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間</u>とする。</p> <p><u>（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置）</u></p>
<p>第22条 [略]</p>	<p>第22条 勤務時間等条例第18条第2項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。</p> <p>（勤務時間の割振り等についての別段の定め）</p>
<p>第23条 [略]</p>	<p>第23条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。